

## 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		平成 24 年度(第 3 回)川西市国民健康保険運営協議会	
事 務 局 (担当課)		健康福祉部 保険年金課 (内線 2622)	
開 催 日 時		平成 24 年 12 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分	
開 催 場 所		川西市役所 4 階 庁議室	
出 席 者	委 員	中原 光治      中井 久子      佐々木 保幸      久原 桂子 上田 邦彦      松浦 孝治      三宅 圭一      橋本 知浩 増井 富美代      白石 美智子      大西 和子      藤原 道昌 佐々木 忠利	
	そ の 他		
	事 務 局	副市長 健康福祉部長 健康福祉部健康生活室長 健康福祉部参事兼保険収納課長 保険年金課長 保険収納課長補佐 保険年金課長補佐 保険年金課主査 事務員	
傍聴の可否		可	傍聴者数 2 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第		(1) 国民健康保険税率の改定について (2) その他	
会 議 結 果			

## 審 議 経 過 ( 1 )

会 長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただいまより平成24年度第3回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、年末の大変ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱」第5条の規定に基づき傍聴を認めるところとしておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず、開催にあたりまして、水田副市長よりご挨拶がございます。副市長、よろしく申し上げます。</p>
副市長	<p>皆様、こんにちは。副市長の水田でございます。先ほど会長からもおっしゃっていただいたように、年末の押し迫った時期ではございますが、第3回運営協議会を開催させていただきました。大変お忙しい時期ではございますがご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日は多くの学校で終業式ではございますが、大変寒いということで風邪が流行っております。また、ノロウイルスも蔓延していると聞いております。どうか委員の皆様方には健康には十分に気を付けていただくようによろしくお願い申し上げます。</p> <p>平素から、委員の皆様方には国民健康保険の運営に、格別のご理解とお力添えを賜っていますことを、重ねましてお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>前回までの運営協議会におきまして、国民健康保険の制度の中身ですとか、税率のあり方、設定のしかた、仕組み等をご説明いたしました。今回はそれについて最新の状況に置き直したうえで、平成25年、26年の我々が思っております税率改定案をご説明させていただく予定でございます。税率改定にあたっての諮問につきましては、年が明けてからとなりますが、皆様には忌憚のないご意見をしていただき、活発に議論をしていただきたいと思います。</p> <p>先週、衆議院総選挙がございまして、結果はご案内のとおりでございます。税と社会保障の一体改革と呼ばれておりますが、少し難しく申し上げれば、給付を受けるということと負担をするということと、いかにバランスよくどういうかたちで取っていくかということだと思っています。皆様にご協議いただいている国民健康保険も社会保障の一環でございます。当然、給付を受けるに際しましては費用がかかるものでございます。その費用を国、県、あるいは市がどう負担していくか、税でもって加入者の方々にどの程度の負担をしていただくか、診療を受ける際にどの程度の負担をしていただくか、ということが総</p>

## 審 議 経 過 ( 2 )

会 長	<p>合的にバランスを取るうえでどうあるべきかということです。もちろん、国が制度を作っていくわけではありますが、川西市という自治体が保険者でありますので、責任のある運営をしていく必要があります。国保制度を守っていきたいと思っていますので、委員の皆様にはそういったことを踏まえていただきながら議論をしていただきたいと思います。</p> <p>開会にあたりまして簡単ではございますが、ひと言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。本日は竹本委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>続きまして、本日の議事録の署名委員の選出をさせていただきます。私の方で指名させていただきますが、ご異議はございませんか。</p> <p>《異議なし、の声》</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、大西委員と上田委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に基づきまして進行させていただきます。協議事項1の「国民健康保険税率の改定について」を議題といたします。内容について事務局、説明をお願いします。</p>
保険年金課長	<p>それでは私の方から説明させていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。A4サイズ横書き1枚ものが資料1となっています。平成25、26年度川西市国民健康保険税率(案)とさせていただきます。次に、資料2です。A3横書き1枚もので、川西市国民健康保険事業の税率改定試算についてというものです。次に、A4横書きで7ページあります。資料3として川西市国民健康保険事業特別会計収支見込(平成24～26年度)としているものです。さらに3部、参考資料として用意しています。参考資料1がA4縦書き1枚ものです。前回の運営協議会において、会長からご依頼がありました回答です。収納状況について、保健事業について、どういう取組みをしてきたかという資料です。参考資料2はA3横書き3枚ものです。平成25、26年度医療給付費分賦課総額算出表としているものです。</p>

## 審議経過(3)

こちらは資料1の税率改定案の説明とともに使わせていただきます。参考資料3としている国民健康保険税改定の経過というものですが、平成17年度以降から現在に至るまでの改定について、ざっとまとめた資料です。こちらは最後の方に説明しようと考えています

それでは資料1「平成25、26年度川西市国民健康保険税率(案)」について説明します。まず、医療給付費分を見てください。所得割ですが、現行では6.24%としているのを、7.14%に、被保険者1人あたりにかかる均等割を24,900円から28,000円に、1世帯あたりにかかる平等割を19,500円を21,900円に、賦課限度額の改定はありません。次に、後期高齢者支援金分を見てください。所得割が1.87%を2.71%に、均等割7,400円を9,800円に、平等割5,600円を7,800円に、賦課限度額の改定はありません。それから、介護納付金分を見てください。所得割2.40%を2.91%に、均等割9,800円を10,600円に、平等割5,400円を5,700円に、賦課限度額の改定はありません。これを合わせますと、介護納付金分が課税される方々についてですが、1番下の合計の欄です。1人あたり賦課額で現行105,861円が124,486円、引き上げ額にして年間18,625円となります。引き上げ率にして17.59%の改定として、税率案を示させていただきます。

ここでいう現行の税率ですが、平成25、26年度における被保険者数及び所得の推計というのを前回お示ししているかと思いますが、現行税率でもって試算した場合の数字というのが です。そして、新税率でもって試算したものが、そしてその差を示しています。

さて、その税率を算定するにあたって、何を根拠にこの数字が出てきたのかというのが、参考資料2です。A3横書き3枚ものの資料です。それぞれの項目の見込みについては前回説明しています。ここでは、支出にどういうものがあるのかということで、保険給付費、前期高齢者納付金、共同事業拠出金、保健事業費とあります。これを賄っていくわけですが、この支出に応じて国や県から補助金や負担金が入ってきます。それを収入として挙げています。主なものとして国庫支出金、前期高齢者調整交付金、県支出金、一般会計繰入金があります。一定の支出に対して入ってくる収入を除いた金額を、保険税で埋めていくことが大原則となります。それを示しているのが差引としている

のところでは、要は収入の不足分を保険税で賄おうということです。そして、今回新たな法定外繰入を検討しています。それを除いた分を

## 審議経過(4)

保険税として賄うよう検討しています。収納率に関しては88%と見込んで計算しています。つまり、一定額徴収できない部分を考慮して税率設定をしています。たとえば、収納率を100%という、過去の実績からしてあり得ない数字を掲げてしまうと、無理な税率設定となりますので、現実的な収納率でもって計算し、税率設定しています。この88%という数字は、今までの収納率を丸めた数字ですので、これ以上努力しなくていいという考えではありません。これ以上の収納率となれば、それは今後の税率改定を小さくすることになりますし、早期の赤字解消にもなります。決して収納率はこの程度でいいと思っているわけではなく、あくまで税率設定するうえでの収納率ですのでよろしくをお願いします。

2枚めを見てください。これも1枚めと大きく変わることはありません。ただ、ここでは支出にあたるものが後期高齢者支援金となります。そして、医療給付費分と同様、国庫支出金、県支出金を除いた金額を税で賄おうという考え方です。法定外繰入金や収納率についても同じ考え方です。

3枚めを見てください。介護納付金分に関する考え方です。これについても介護納付金が支出にあたりまして、これに対して国庫支出金等が入ってきますので、総額にしていくら必要になるかを見込んで不足分を保険税で賄うという考え方です。もちろん、これについては40歳から64歳に限定した課税になりますので、被保険者数や世帯数なども別途見込んで算出しています。

このように税率設定にあたっては、支出の総額を見込み、それに対して入ってくるであろう国・県支出金を控除した金額を確保するような設定方法となっています。もう少し話をさせていただくと、その設定をするうえで不足額のうち、所得割で50%、均等割で35%、平等割で15%を賄うような割合にしています。この割合は国が示す最も標準的なものとしています。

それでは資料2を見てください。川西市国民健康保険事業の税率改定試算についてという、A3横書き1枚ものの資料です。前回は26年度までの収支見込みを示した資料をお配りしていると思いますが、これはそれをもとにして平成34年までの見込みを現行制度が続くとして出しています。今回の税率設定については、以前すでに決定している24、25、26年度における法定外繰入1億9,000万円をないものとして計算しています。法定外繰入についても新たに見直しをしようということで、それが無いものとしてどうなるかという見込

## 審議経過(5)

みをしているものです。今後の収支見込みとして1番上の表ですが、平成24年度末に累積収支として、12億1,369万9,000円の赤字が見込まれるということです。26年度には27億9,000万円ほどの赤字になるであろうということです。これはあくまでこのままの税率で、何もしなければこうなるだろうということです。ここまでは前回お示しした資料にもう1カ月分、10月診療分を加えた新たな見込みで作りました。被保険者数、給付費、調定の見込み額等、前回同様に見込みをして出した数字です。平成27年度以降の見込みですが、この表の1番下ののところですが、今後の計画されている国保の広域化や社会保障・税一体改革による国保への影響、27年度からの共同事業の拡大等は見込んでいません。現行制度がそのまま続くものとして見込んだ数字です。

こうした状況下でどのような改定が必要かということで、試算1、2、3をしました。試算1を見てください。これは前回の税率決定時と同じ考え方でして、今回ですと24年度末の赤字額12億1,000万円は5年分割の法定外繰入で、給付費の増加分については税率改定で解消しようとする案です。そして、この案を設定にあたっては2つめの ですが、平成27年、29年、31年、33年と今後も2年おきに一定の税率改定を行い、増収を図るものとして計算しています。これは1人あたり保険給付費が毎年確実に上がっていくであろう、それに伴う負担増はやむを得ないであろうと考えるなかで仮に試算をしています。それで、試算1ですと24年度末までの12億1,000万円の赤字を5年分割なので、年に2億5,000万円ずつ法定外繰入を実施しようとするものです。平成24年度から28年度の間赤字解消を図るということです。平成26年度の累積収支の欄を見ていただきますと、4億8,000万円ほどの赤字が残ることになりますが、これを27、28年度に2億5,000万円繰り入れることで解消するものです。これを達成するためには、25年、26年度に7億8,000万円の増収を図る必要があります。これを1人あたり調定額で置き直すと、年間で23,272円の負担増となり、21.98%の改定が必要となります。

続きまして試算2ですが、これは試算1に加えて税率を抑えるための法定外繰入として、年間5,000万円を平成24年度から26年度までの3年間実施しようとするものです。この案ですと、1人あたり調定額で20,949円となり、19.79%の改定となります。

試算3ですが、税率抑制分として年間1億円とするものです。赤字

## 審議経過(6)

解消分と合わせて年間3億5,000万円の法定外繰入となりますが、この案は1人あたり調定額で18,625円、17.59%の改定となります。試算1からくられて4.3ポイントほど引き下げられることとなります。この試算3で得られる数字が、先ほど示した資料1の改定案としています。これまでの考え方では、試算1のケースになるのですが、こうした場合に与える被保険者への負担感を勘案し、また市の財政状況を加味し、財政局とも調整したうえでこちらの改定案を皆様にご提案し、またご検討いただきたいと考えています。

続きまして資料3を見てください。これまで説明させていただいたことの根拠となる資料です。こちらに関しては前日も皆様にお配りしているかと思えます。1カ月分のデータを加えた最新の資料としています。24年度末の見込みですが、1番下の収入支出差引のところでは10億2,300万円と、先ほど示した12億1,000万円と数字が違いますが、これはすでに決まっている法定外繰入1億9,000万円がここには入っていますので、これを引きますと先ほどの数字に合致します。25年度については3億8,000万円、26年度については5億7,000万円を引きますと合致します。

2ページを見てください。被保険者数の推移です。ここの部分は前回と大きく変わっていません。改めて説明しますと、平成24年度見込の色についている42,484ですが、これが被保険者数の見込みです。以降26、27年度については人口減に伴う加入者減を見込み、だいたい同じだけ減っていくであろうと見込んでいます。ただ、その内訳ですが、65歳以上の高齢の方については増を見込み、64歳以下の加入者および割合の減を見込んでいます。

続いて3ページですが、調定額と収納額についてです。ここについても前回同様の見込みになっています。平成24、25、26年度の見込みについて、被保険者数の見込みが変わりましたので、それによる前回からのズレが多少あるかとは思いますが。調定額については前年度比で約1%落ち、25年度についても楽観視できませんので1%落ちると見込んでいます。収納率については、88.13%を守っていきたくと思っています。ここで見ていただきたいところが、平成20年度1人あたり調定額としてグラフに90,479円とあります。これが平成26年度の見込みでは86,054円であり、減少する見込みとなっています。これは平成23年度に5.11%の改定をしたうえで、これだけ減少していることを見ていただきたく思います。

4、5ページを開いてください。給付費の見込みになっています。

## 審 議 経 過 ( 7 )

前は3月から9月診療の分まででしたが、今回は10月分を加えて見込んでいます。残念ながら前回の見込みより給付費が伸びている状況です。その伸びも含めて26年度以降の見込みもそれに合わせて少し膨らませています。25、26年度の見込みについて改めて説明しますと、5ページの色を付けているところで103.87という伸びを見込んでいます。これは平成22年度実績、23年度実績、24年度見込でそれぞれ101.37、106.71、103.54の平均が103.87であり、25、26年度の伸び率見込みとしています。

続きまして6ページを開いてください。近隣市の税率比較の表です。今年度の税率を比較しています。現行では川西市は芦屋市、宝塚市の次に安い状況です。1番右にありますのが改定案で出した数字になります。

その前にこの表の見方ですが、上から医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分となっていて、それぞれの所得割、均等割、平等割を示しています。そして単身世帯、二世帯と分けていて、たとえば単身世帯で所得300万円であれば、それぞれの市町村でこういう税額、料金となるといったように、各モデルで計算して表にしたものです。1番下でしたら、二世帯で所得300万円ならどうなるかということを示しています。所得とは、たとえば給与所得者であれば、給与収入から給与所得控除をした後の金額となります。年金受給者でしたら、年金所得控除を差し引いた雑所得をもって計算します。給与でしたら最低でも65万円の控除があり、年金についても65歳以上の方で120万円の控除額があります。欄外にも注意書きがありますが、たとえば170万円の給与収入であれば、給与所得控除額として68万円ありますので、102万円の所得という計算になります。ですので、単身世帯100万円というのは、給与所得者でいえば、だいたい給与収入170万円くらいと想像していただけたらと思います。

それで、川西市の改定後の保険税率ですと、17.59%の改定というわけですから、ご覧いただいているような金額になります。このなかでは尼崎市や池田市に次ぐ高さになります。ただし、他の市においても25年度、もしくは26年度の税率改定がどのようにされるのかはわかりませんので、あえてランク付けはしていません。あくまで24年度での比較の表です。

次に7ページをご覧ください。これは上の表でも掲げています近隣市における法定外繰入金もしくは決算がどういう状況かを平成23年度の方で比較している表です。たとえば川西市ですと、被保険者数

## 審議経過(8)

で42,980人、法定繰入金が9億4,200万円、法定外繰入金  
が1億9,200万円、1人あたり法定外繰入金額が4,481円と  
なっています。平成23年度末での決算が7億700万円、収納率  
で88.63%となっています。1人あたり法定外繰入金の額が川西  
市では低くなっていますが、今回の改定で3億5,000万円の繰入  
を検討していますので、これを1人あたりに直すと約8,300円の  
1人あたり法定外繰入金額になると考えています。

次に、参考資料3を見ていただけますか。これまでの川西市国民健  
康保険税の改定の経過です。まず平成17年度に課税方式の変更とと  
もに、税率改定を行いました。この時には12.49%の大きな改定  
を行っています。課税方式をどう変えたかということですが、市民税  
所得割方式から旧ただし書き方式に変えたということなんですけれど  
も、市民税の額に応じて保険税はその何倍かいただきますよというこ  
とから、所得額に対してこれだけいただきますよという方式に変えま  
した。なぜ変えたかといいますと、市民税の所得割に対して課税する  
となると、所得割が課税される世帯数は少なくなります。これを、所  
得割のかかる世帯を広い範囲でいただきましょうという趣旨になりま  
す。市民税の所得割を基準にしますと、いろんな控除が可能になりま  
す。障がい者控除や当時ありました高齢者控除などがそうです。いろ  
んな控除をした後に算出される額に対して市民税はかかりますので、  
そうすると市民税のかからない世帯が結構出てきます。所得割をいた  
だく世帯に限りが出てきますので、所得割のかかる世帯に対する税率  
設定が非常に高くなってきます。幅広く所得割をいただくための変更  
ということですが、当時1番負担が増えたのが、夫婦二人で年金収入が  
300万円くらいの世帯で、市民税のかからない場合がありましたから、  
均等割と平等割のみ課税していました。お二人で7万8,000  
円という金額でした。それが10万円を超えるような改定になりました。  
当時は窓口も大混乱になりました。すごいことになりましたけれど  
も、市民税所得割方式を取っている市町村は非常に少ない状況でした。  
多くの市町村、98%の市町村が旧ただし書き方式になっていました  
ので、たとえば池田市や伊丹市において、同じ年金収入300万円  
で保険料は10万円くらいかかる一方で、川西市では7万8,000  
円で済むという状況でした。それを一番ポピュラーな課税方式に入れ替  
えさせていただいたということですが、多くの世帯が増額になると同時  
に、単身の若い方に関しては減額になっています。若い層からは高い  
税額を課してしまして、比較のお年寄りに優しい課税方式を、一般的

## 審 議 経 過 ( 9 )

なものに変えたのが平成17年度です。

その後3年間は同じ税率のままで、平成20年度に3.78%の改定をしました。この時に大きな医療制度改革があって、後期高齢者医療制度はこの時にできたものです。ここで川西市では法定外繰入金をいったん廃止しています。医療制度改革の主な内容を4点挙げています。後期高齢者医療制度の創設と、後期高齢者支援金分を加えた3本立て課税になったこと、前期高齢者にかかる新たな調整制度、前期高齢者調整交付金という制度はこの時にできたものでして、それから特定健診や保健指導が開始されたことの4点です。川西市においては、特に前期高齢者調整交付金制度がプラスに働くという考え方のもと、当時の法定外繰入金3億円を廃止しても大きな保険税改定にならないとして、廃止したうえで3.78%の改定となりました。法定外繰入の当時の考え方ですが、平成19年度までは市民の3分の1が国保ということで、今は75歳以上の方は後期高齢者医療制度になりますが、当時は国保でしたので最終的には国保に加入される方が多数派でした。最後まで社会保険の扶養でおられる方もいらっしゃいましたが、最後は国保に加入するという方が圧倒的多数でした。そういう背景があって一般会計からの法定外繰入を行うことが、多くの市民の利益につながるという考えがありました。廃止をした理由として5点挙げていますが、先ほど申しました調整交付金の制度が国保に有利に働くと考えたというのが、に書かれているように、後期高齢者医療制度創設により、国保加入者は4分の1程度に減り、すべての市民は最後に後期高齢者医療制度に加入することになりましたので、国保に加入するとは限らなくなりました。それと、法定外繰入を実施することは皆様からいただいている市民税を国保のために使うということになってきます。国保の加入者は4分の1ですので、あとの4分の3の方々が仮に社会保険に加入しているとすると、当然社会保険料として納めている分があります。また、国保の場合2分の1は公費で賄われますので、それらは所得税等から構成されているものになりますし、前期高齢者調整交付金というのは社会保険側からいただくお金になりますので、社会保険に加入している方々というのはすでにいろいろなかたちで国保に対する負担をしていることになります。そのうえさらに負担をかけていくのは本来の姿ではないのではないかという考え方です。それと、1万7,000人ほどの後期高齢者医療制度に移った方々に対して、法定外繰入の制度はありません。国保の広域化というのを国は常に念頭に置いているわけですが、それをするうえで足かせとな

## 審議経過(10)

っているのが法定外繰入をしている、もしくはしていない市町村があるということです。また、赤字のある、もしくは健全な経営をされている市町村をどうすり合わせるかが問題となっています。以上のような背景があるなかで、法定外繰入の廃止をしました。

裏面を見てください。平成22年度は税率改定を予定していき、運営協議会においても審議していただいたことではありますが、厳しい経済情勢のなかでいったん見送りました。当然、平成20、21年度の収支に基づいた改定というのが必要ではあったので、財政状況が厳しくなってきたところを法定外繰入で補てんした上で、平成23年度には5.11%の改定をいたしました。22年度末の当時の赤字見込みは約7億円でしたので、それを5年分割した1億4,000万円の繰入となっています。ただ、実際の22年度末決算ではもっと大きな赤字となったので、現在では1億9,000万円の繰入を行っています。賦課限度額の見直しもしていき、現在は77万円としています。これについては、国の方が3月のぎりぎりのところで賦課限度額の見直しをするので、その通達があつてからの条例改正では間に合わないということで、国が定める賦課限度額とするといった内容の条例に変更しています。賦課限度額を国の定めるものより低く設定することは、高額所得者に対して有利に働くものとなり、その分中間所得者に対するしわ寄せがいくという考えのもと、そのような改正を行っています。法定外繰入に関し、過去の累積赤字分に対してだけでなく、阪神間における他市のような繰入額に引き上げられないのかといったご意見もありました。また、景気の回復も22年度と23年度でそう変わっていないだろうに料金改定はいかがなものかといったご意見もありました。しかし市としては、皆様にもご理解いただきたいところは、法定外繰入に関する市としての考え方は20年度当時のものから基本的に変っていないということです。確かに阪神間において比較すると少ないかもしれませんが、法定外繰入の額と財政状況というのは必ずしもリンクしているものではありません。非常に大きな繰入をしているところでも赤字を抱えている場合があります。大きな繰入をして税率を抑えているところもあります。川西市については、20年度のときの考え方を継続している状況です。

私の方でずっと話させていただいていますが、今回過去の経過について、はじめてお話をいただいた方々もいらっしゃるかと思います。この辺のことについて何かありましたらと思いますが、中原会長、どうさせていただきましょうか。

## 審 議 経 過 ( 1 1 )

会 長	あと、どういった説明が残っていますか。
保険年金課長	会長から前回ご依頼がありました保険収納、保健事業に関する説明があります。このまま続けてよろしいですか。
会 長	よろしく申し上げます。
保険年金課長	では、前回宿題として会長からご依頼がありました保険収納について、収納課長より説明いたします。
保険収納課長	<p>では参考資料1&lt;平成23年1月26日答申「4.今後の対策について」に関する報告&gt;を見てください。まず、現年度分に関する収納率ですが、年々低下しています。次に滞納繰越分ということで、平成23年度以前のものになりますが、20年度には低下していますが、21年度以降は前年度比で上昇を続けています。それから、合計につきましても23年度は22年度比で上昇しています。平成24年度について、前年度11月末比で見ると現年度分、滞納繰越分、合計とそれぞれ上昇しています。これは納税呼びかけセンターによる早期の納税を促し、それが効果をあげていると言えと思いますが、決算時には現年度分で21、22、23年度と前年度比で低下しているので努力を続ける必要があります。</p> <p>続きまして、収納率向上への取組みですが、徴収体制の強化について、人員の増員という面で進めています。滞納処分対策を図るためにも、22年度に1名、23年度にも1名増員しています。市税収納課との財産調査の共有をし、連携強化しています。各種研修も実施しており、職員のモチベーション向上をねらっています。21年度より納税呼びかけセンターを開設し、早期の納税を促しています。</p> <p>次に納税環境の整備の面からですが、口座振替の勧奨、コンビニ収納を実施しています。特に口座振替に関しては収納率が非常に高く、徴収コストの縮減にもなるため、強く推進して行っています。呼びかけセンターからも口座振替の登録の案内を必ず行っており、申込書の送付をしています。コンビニ収納については24時間納付が可能のため、特に若年層の収納率向上の効果が高いと考えています。これからもこれらのPRを続けていきたいと考えています。</p> <p>次に面談等の交渉強化についてですが、電話・窓口における交渉力によっては、加入者の納税意欲の向上と財産発見につながると考えて</p>

## 審 議 経 過 ( 1 2 )

いますので、各種研修を推進しています。夜間催告、休日催告等を実施しまして、11月については徴収強化月間として現地調査、実情調査、聴取等を実施しています。期間の短い短期被保険者証や資格証明書の発行をして、呼び出しで窓口での交渉機会を増やしています。

次に滞納状況の解消についてですが、所在不明の方もいますので、そういう方に関しては現地調査し、住民票消除を実施しています。社会保険等、他の健保に加入されている方に関しては、発覚したところで脱退届をするよう案内しています。低所得者の方で、しかし未申告の方に関しては申告することで保険税軽減となるケースがあるため、申告するよう勧奨しています。

最後になりますが、滞納処分については早期に財産調査を行い、発見したところで滞納処分するようにしています。しかし財産もなく生活困窮もしくは所在不明の方に関しては、執行停止すなわち徴収を猶予するような取り扱いをしています。徴収職員を増員し、全員が滞納処分に対応できる体制づくりをしていき、これからも収納率向上に努力をしていきたいと考えています。

次ページを見てください。23年度調定額別収納状況とあります。調定額とは請求額と思っていただけたらと思います。調定額が5万円以上10万円未満のところ大きく収納率が落ち込んでいます。世帯の割合でも13%以上あります。これは保険税軽減のうち、最大の7割軽減がかからなくなっていることにより納付が厳しくなっているものと考えます。調定額が上昇するごとに収納率は向上しますが、50万円以上60万円未満のところ全体で全体の収納率より下回っています。これも調定額が限度額に近く、納税が厳しいものと考えます。

下のグラフですが、世帯主の年齢別の収納状況です。20歳以下について収納率が非常に低く、また調定額も低くなっています。ただ、世帯数がそもそも35世帯しかありません。年齢が上がるほどに収納率は上昇していきます。全体の収納率は88.54%ですが、61歳以上の世帯については納税の意識が高いため、平均を大きく上回っています。世帯当たりの調定額は、40歳以下の場合低く、61歳以上の方が高くなっています。これは年金受給の関連が大きいと考えます。40歳以下の調定額が低いのは、景気の低迷によるフリーター、無職者、契約社員などの非正規職員の増加が原因ではないかと考えます。76歳以上の調定額が大きく落ち込んでいるのは、本人は後期高齢者医療制度に移行しており、家族の方だけの保険税となるためと考えます。収納の取組みに関しては以上となります。

## 審 議 経 過 ( 1 3 )

保険年金課長	<p>続きまして保健事業についてです。平成23～25年度保健事業・医療適正化事業の新規取組についてです。平成23年度について、まずジェネリック医薬品差額通知というのを実施しています。効果が大きいと思われる世帯から順に2,000件送付しています。これによって年間で約730万円の効果があったと考えています。実際にジェネリック医薬品の利用状況についても、月は違うのですが15.5%から21.6%ということで、それなりの効果が得られたと考えています。また、ジェネリック医薬品希望カードというのをお配りしていただき、保険証大のものですが病院にかかる際に保険証と一緒に提示していただくものです。特定健診の未受診者への電話勧奨ということも実施しています。平成24年度については人間ドックの助成費用の拡大もしています。保健センターでの受診ですと、実費で33,000円のうち16,500円の助成というのが従来のものですが、現在は23,000円の助成、つまり自己負担10,000円で受けられるというものです。その効果として前年度受診件数が約1,000件だったものが、今年度見込みで1,383件ですから、3割以上利用者が増えているという状況です。</p>
会 長	<p>また、がん検診の助成をしています。川西市では500～1,000円の自己負担が必要だったのですが、国保加入者については無料とさせていただいています。その結果、前年度で13,947件の受診件数だったものが、今年度見込みで17,604件となっています。25%程度の増を示しています。</p> <p>前回の運営協議会で委員の方からもピックアップしていただいたことですがけれども、全戸配布のチラシで柔道整復受診や処方薬の適正利用について広報させていただいています。来年度には、特定健診未受診者に対する受診勧奨はがきの送付であったり、県が何らかのPRをしたりすると思いますので、そのタイミングに合わせて特定健診・がん検診・人間ドック受診の呼びかけポスターで広告していこうと思っています。説明は以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。大変数字も細かく、わかりづらいところもあったかとは思いますが、ここがわかりにくかったですとか、もう一度説明してほしいところですかありましたら、遠慮なく質問していただけたらと思います。</p> <p>資料1では、かなり大幅な改定案が示されていますが、この辺も含めて何かございませんか。</p>

## 審議経過(14)

<p>保険年金課長</p>	<p>それでは私から質問させていただきます。参考資料2のところで、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分という3つに分かれているかと思えますけれども、医療給付費分についてはもちろん支出の方が大きいわけですが、それなりに収支が合致しているように感じますが、あとの2つについては収支に大きなずれがあるように思います。このあたりについて説明していただきたく思います。</p> <p>後期高齢者支援金分、介護納付金分について、それぞれ約半分の金額を税で徴収するというふうに見えるかと思うのですが、これが本来の姿と思っていただいていいかと思えます。医療給付費分について、支出の項目に保険給付費というのがあると思えます。それ以外に、前期高齢者納付金であったり、共同事業拠出金というのがありますが、それらを除いて、さらに収入の項目の中の前期高齢者調整交付金を除くと、医療給付費分についても後期や介護と同様のかたちになってくると思えます。</p> <p>皆さん、今日は「国民健康保険の安定を求めて」をお持ちになっているでしょうか。今申し上げたようなことを図で示していますのがP17に載っています。ここで示されている四角い図があると思えますが、この四角を保険給付費と思ってください。ここに前期高齢者調整交付金というのが大きく入ってきます。国費を上回るくらいの額が入ってきます。全体の額から前期高齢者調整交付金を除き、残った額の2分の1を公費、残りを税で賄おうというものです。ですから、前期高齢者調整交付金を除いた額で比べていただくと、後期や介護のようなかたちになります。ただ、保健事業費であったり、共同事業拠出金等がありますので、多少のずれは生じます。ただ、大きくは前期高齢者調整交付金が入ってきているがゆえに、他とは違った見え方になっている状況です。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。皆さん、他に質問はありませんか。</p> <p>資料2にありますように、今回の改定案としては試算3に示されているものですので、17.59%ということになってきます。平成23年度の改定では5.11%ということでしたので、そこから3倍以上の大きな改定になりますが、これは当時の医療給付費の見込みから大きくずれてしまったことが原因だということですね。</p> <p>最近では高度医療、先進医療などが進んでいて、それに伴い高額な医療費となって高額療養費というのが非常に大きく膨らんでいるとい</p>

## 審議経過(15)

保険年金課長	<p>うことだと思えます。いわゆる被用者保険、共済や政府管掌協会けんぽなどでかかる1人あたり医療費と、国保の1人あたり医療費というのはどれくらいの差があるものなんですか。</p>
会長	<p>「国民健康保険の安定を求めて」のP12を見てください。そのなかの上から4つめが1人あたり医療費となっています。平成22年度データではありますが、国保は約2倍になります。ただ、それゆえに前期高齢者調整交付金の制度という、国保の非常に大きい負担という部分に着目して、高齢者の方の医療費については社会保険側も応援しようという考えでお金を出していただいています。こうした差を是正するために、このような制度が設けられています。</p>
会長	<p>たとえば心筋梗塞の治療で、パイプを通したりすることがあると思うんですが、その治療費に300万円かかるといった場合、3割負担ですと90万円、1割なら30万円ということですね。そしてその残りの210万円なり270万円が保険者負担ということになってくると思うんですが、1割負担でいらっしゃる方というのはどれくらいなんですか。</p>
保険年金課長	<p>平成23年度の決算についてすでに説明させていただいている部分もありますが、特に入院治療費については前年度比11%の増となっています。大きな負担となっていますが、70歳以上の方については基本的に1割負担となっています。川西市の70歳以上の方の中で3割負担でいらっしゃる方というのは1割強ですので、9割弱は1割負担です。全国平均より3割負担の割合が若干高いといったところです。</p> <p>大きな医療費になってきますと、高額療養費という制度がございますので、たとえば100万円の医療費があつて、3割負担で30万円負担しなければならないかということ決してそうではありません。上限額を超えた分については高額療養費として返ってきます。もちろんその高額療養費というのは医療給付費として計上されることとなります。</p>
会長	<p>では、高齢者を多く抱える保険者ほど、高額療養費としてかかってくる給付費が大きくなり、負担も重くなるということですね。</p>
保険年金課長	<p>そのとおりです。</p>

## 審議経過(16)

会 長	他に質問のある方おられませんか。かなりの改定率ですので、そのあたりについて議論していただきたく思います。
委 員	<p>この税率アップについては慎重に議論していく必要があるかと思いますが、これについては一度持ち帰ってじっくり考えてから次回以降議論していきたいと思います。今日のところでお聞きしたいことというのは、やはりこれだけの大幅なアップということですが、近隣市の税率状況を示していただいています、この近隣市の近年の保険料の推移について教えていただきたいということが一点目です。二点目としては、逆に保険料の引き下げを行っている自治体が高知県や兵庫県にあると思いますので、どこの自治体でも厳しい財政状況の中で、いかなる理念、考えでもって引下げしているのか教えていただきたいと思います。三点目ですが、これだけ保険料を引き上げられますと、おそらく保険料の納付がかなり困難になると思います。川西市のなかで徴収努力というのは非常にされているとは思いますが、逆に納付できない方々というのがどういう状況なのか、そしてそういった方々が余計に悪化していくのではないかとということが考えられます。国保というのは命に関わることで、短期の証明書を作ったりしていると思いますが、医療にかかりたくてもかかれないということが出てくるように思います。収支の状況からシミュレーションして税率が出てくるということはよくわかるんですけども、実際に保険料が納められる、納められないという方々についてどうお考えかということをお教えいただきたいと思います。</p>
会 長	ありがとうございました。それでは、近隣市の税率の推移について、それから引下げを行った自治体の考えについて、それから税率改定に伴い、納付困難な方々にどのように対策していくかということで、事務局には次回回答していただこうと思います。
保険年金課長	手元にすべての資料がそろっているわけではありませんが、近隣市の状況についてということなんですけれども、何%の改定というのは先ほど説明させていただいたように、一定条件を与えてこの税率からこの税率に置き換えたならこれだけ上がりますよというものになります。ですから、今から他市の過去の税率改定率について調べるのはなかなか困難ではあります。しかし、資料3の6ページのように、モデルケースからどれだけアップしていったかというのは示すことができ

## 審 議 経 過 ( 1 7 )

ると思います。たとえば尼崎市の場合、平成20年度時点に所得200万円の単身世帯で283,248円の保険料となりますが、平成21年度には296,184円と5%のアップとなっています。同様に22年度には9%、23年度には3%のアップ、24年度には3%のマイナス改定となっていることはわかります。基本的に保険料としていているところは毎年改定を行うようになっていきます。毎年6月に被保険者の所得というのを把握するのですが、それと年度内の給付費の見込みからどれだけの保険料を徴収すればよいかを試算して設定しています。川西市のように前年度末の時点で税率を設定するのではなく、課税する直前に税率を設定していきますので、その設定が高すぎて黒字が計上された場合は、翌年度はマイナス改定ということもあり得ます。給付費が減になると見込まれる可能性は非常に薄いので、マイナス改定になった理由としては前年度の税率設定が高すぎたということになるかとは思いますが、それ以外の理由がもしくはあるかもしれませんので、次回詳しく回答させていただきます。その他の近隣市の状況については、資料として次回提供させていただきます。

給付費が膨らんでいる中で税率を抑えるというのは、すなわちこれまでの設定が高すぎたか、赤字をさらに積み上げていくことになるか、給付費が膨らんだ分を法定外繰入の増額で抑えていくかのいずれかだと考えられます。赤字が発生した場合は、翌年度の保険料で解消していくということが保険料の原則の考え方となっていて、毎年適切な保険料設定をしていくことが本来のあり方と考えています。

会 長

それでは次回、ご質問いただいた内容についてまとめていただくようにお願いします。他にはありませんか。

委 員

収納率向上ということではいろいろと取り組んでいらっしゃることはよくわかるんですが、経費がすごくかかってくるように思います。徴収体制の強化として職員の増員であったり、財産調査の強化についても職員の増員であったりということになります。現在、1階の総合受付で女性の職員がいらっしゃいますが、定年退職されてから再雇用として受付されているんですね。だいたい何を聞いてもぱっと答えてくださったりして、きちっと仕事もできる方ですから、正職員でなくそういったOBの方に担当してもらったりはできませんか。それと、介護保険は年金から天引きになっていますけれども、最初からこうしていただくと非常に便利に感じますし、国保についても

## 審 議 経 過 ( 1 8 )

保険収納課長	<p>そういうふうにはできませんか。あるいは、川西市については口座振替で支払いをお願いしていますというようにはできませんか。職員の増員ばかりで、徴収であったり財産調査などは得手不得手があるかとは思いますが、正職員以外の方を雇ったりはできませんか。収納率向上にあたって、経費がすごくかかってくるようなことのように思います。</p> <p>再任用の話からさせていただきますが、現在収納課におきましては3名の再任用職員を配置しています。彼らは正職員同様、徴税吏員として滞納処分や窓口対応が可能となっています。市税収納課、滞納対策課との連携をしていき、毎月1回日曜相談ということもしていますが、必要最小限の人数での対応をしています。年金天引きについては、法律で65歳以上の世帯にだけと決まっています。全体の1割程度が年金天引きとなっている状況です。口座振替については、保険年金課、保険収納課ともに、来庁される方には必ず口座振替用紙をお渡しするようにしています。川西市としては口座振替を勧めていますとしていますが、強制はできませんのであくまでお願い、というかたちとなっています。</p>
委 員	<p>わかりました。では現段階で口座振替の割合というのはどれほどですか。</p>
保険収納課長	<p>金額ベースにして5割弱が口座振替となっています。年金天引きが1割程度と先ほど申し上げましたが、もともと口座振替の方が制度上年金天引きに移ったというケースもありますので、実質は5割を超える割合だと思います。</p>
委 員	<p>5割であれば努力されていると思います。</p>
会 長	<p>収納努力をされることによって得られる費用対効果というのはどれほどでしょうか。</p>
保険収納課長	<p>仮にこうした徴収努力をしなかった場合、滞納繰越分として1億6,000万円から7,000万円の収納があるわけですが、これだけの収納はまず期待できないと思います。滞納処分や窓口対応で得られる効果です。現年度分についても8割くらいは普通に納めていただくわ</p>

## 審 議 経 過 ( 1 9 )

	<p>けですが、残りの1割程度は滞納処分や窓口対応によって収納をあげている状況です。</p>
会 長	<p>他に何かありませんか。</p>
委 員	<p>参考資料1の収納率の状況についてですが、各年度ともに合計のところがすごく低いのはなぜでしょうか。</p>
保険収納課長	<p>現年度分というのは、年度内に請求し、かつ納めていただいた収納率です。滞納繰越分というのは、納付が次年度以降に回っていき、順次納めていただいている収納率で、その合計としてはこのような収納率となります。</p>
委 員	<p>現年度の88%と滞納繰越分の8%を足したら60%になるのですか。</p>
保険収納課長	<p>たとえば平成23年度分ですと、調定額として現年度分が39億5,800万円ほどで、収納額が35億400万円であり88.54%の収納率となっています。滞納繰越分は調定額としては21億6,600万円、収納額としては1億8,700万円ですから、それぞれの調定額、収納額を合計しますと収納率が60.28%となります。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>他に何かありませんか。</p>
委 員	<p>資料3の2ページなんですけど、24、25、26年度の見込み被保険者数がそれほど大きく変わっていないように感じます。保険組合に加入している団塊の世代700万人がこれから動いていきますので、この700万人に扶養家族の方が含まれているかまでは存じませんが、いずれにせよ65歳の定年退職以降、膨大な数の人々が国保に移っていくことになると思います。彼らが健康であれば1人あたり医療費なども大きくなりませんが、それなりの年齢の方が入ることになるでしょうからやはり医療費は上がると思いますし、保険料の収納率に関しては、保険料は払うものだという考えの方ばかりですからむしろ上がるとは思いますがけれども、団塊の世代の人々の動きという</p>

## 審 議 経 過 ( 2 0 )

保険年金課長	<p>のが推計に入っているかどうかお聞きしたいです。</p> <p>65歳から69歳の方の被保険者数の動きというのは、おっしゃるとおり平成24年度から本格的に出てき始めていると思います。23年度というのは逆に減ってしまっていて、戦争直後の時代ですから70歳に年齢到達する方との差し引きでマイナスという動きでした。それと比べると一定の増の動きではありますが、4月から10月まで平均で20人ずつ増えているような状況です。その内訳としては、70歳に年齢到達する方が毎月30人くらいおられますから、65歳から69歳の方の中に毎月50人動いていっています。団塊世代の加入も多いですが、70歳それから75歳に年齢到達される方も相当数おられますので、それらすべてを見込んだ推計となっています。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。後期高齢者に移行していくマイナスと、前期高齢者に入ってくるプラスの差し引きが20人のプラスといったところでしょうか。</p> <p>他にはありませんか。今回の協議会の感想でも結構ですよ。</p>
委 員	<p>根拠のある意見ではないのですが、今までの近隣地域のアップ率と比べてみても、17%の改定というのは市民目線からすごくびっくりする数字だと思います。ジェネリックについては、各薬局から報告いただく10月分のデータが県で集計されまして、県平均で29.5%までジェネリックの浸透率が上がってきています。川西市については30%を超えていて、国の目標も超えている状況です。以上報告とさせていただきます。</p>
会 長	<p>このパーセンテージとは、金額ベースですか。</p>
委 員	<p>いえ、金額ではなく、品目を指しています。薬の数で30%を超えているということです。</p>
会 長	<p>ジェネリック医薬品が広まることで、医療費がどれだけ節約になってくるかわかりますか。</p>
委 員	<p>川西市さんによると数百万円ということですが。</p>

## 審 議 経 過 ( 2 1 )

保険年金課長	<p>この数百万円というのは我々が通知した約2,000件に対する効果額なので、全体で見た場合はこれよりも大きくなるかとは思いますが。</p>
委 員	<p>では私の方でもう一度詳しい金額について調べてみようと思いません。</p>
会 長	<p>他にはありませんか。</p>
委 員	<p>国保にかかる高額医療費は膨大で、とはいっても75歳以上の方は後期高齢者に移行していきまますし、前期高齢者についても調整制度があるということですね。それで、現在市民の4分の1が国保加入者ということで、その中でも特に40歳以下の方の納付率が低い状況にあるかと思いません。その方たちはいわゆるニート、アルバイト、フリーターといった非正規雇用の方々であって、彼らを社会保険の方に移行させていくことが大きな意味を持つと思いません。縦割りのなかで、こういった方たちへの支援といいますが、やはりハローワークで相談してくださいといった案内だけにとどまってしまうのですか。市としての就労支援策を、課同士で連携していくようなことはありませんか。</p>
副市長	<p>これについては、ここの課で責任もってお話しできませんので、私が代わって説明いたしますが、市としては若者の引きこもり対策として、5年の計画を作っています。まもなく完成いたします。その計画を作って、何とかニート、あるいは引きこもりの方を引っ張り出したい、そして就労してもらいたいといふように、若者をサポートし、相談受付できる機能をどこかに作りたと思っています。この3月までは伊丹のハローワークの出先機関が川西にもありましたが、国の事業仕分けによりなくなりました。しかし川西としては何とかその機能を存続させたいという思いで、仕事サポートセンターと名前は変わりましたが、今でも若者に向けての就職相談をさせていただいています。それによってどれだけの方がしっかり就労できたのか、またどれだけの方が国保から被用者保険に移っていったのかは追跡できていませんが、市民のある世代の方の何%かが引きこもりをしているという事態を市としても重く受け止めています。アンケートでもそのような結果が出ていますので、委員のおっしゃるようにそれぞれがしっかり仕事をしていただき、社会と結びついていただきたいと思います。</p>

## 審議経過(22)

委員	<p>高齢者のことがよく問題にされるんですが、彼らの年金をあてにしたフリーターの方々が全国で200万人前後いるんですけども、その方たちの国保への影響というのもあると思いますので、彼らへの対応を縦割りを超えてしていただきたいですね。</p>
副市長	<p>こども部という、ちょっと名前に抵抗はあるかもしれませんが、39歳までの若者を対象にした部を作りまして、ひとえに国保のためだけでなく、全体の活気のためにと考えて取り組んでいます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。雇用の安定がすなわち経済の安定や社会保障の安定につながるということで、川西市としても引き続き取り組んでいただきたいところです。</p> <p>まもなく時間となりますが、何か質問等ございませんか。</p> <p>次回は今回提案されました税率の試算について協議したく思います。最後に協議事項2「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
保険年金課長	<p>スケジュールの確認だけさせていただきます。来年の1月17日に第4回運営協議会開催の予定となっています。13時半より市役所7階大会議室で行います。1月22日に第5回運営協議会をこちらの庁議室で13時半より行います。</p> <p>このたび、運営協議会を開催するにあたって再度開催通知を差し上げるべきところを、漏れてしまいまして大変申し訳ございませんでした。次回以降につきましては必ず1週間前には通知するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。長時間にわたり協議いただきましたが、本日の運営協議会はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>